

**「第4期四日市市環境計画中間見直し（素案）」にかかる
パブリックコメント（意見募集）の結果について**

1. 募集期間

令和7年12月19日（金）～令和8年1月19日（月）

2. 意見提出数

提出人数	3人
提出意見数	14件

3. 意見の内容と本市の考え方

No.	章	項目	ページ	意見の内容	意見に対する市の考え方
1	第1,2章	1-2 計画の役割と位置づけ 2-3 環境に関する現状と市民意識	15, 31, 33	<p>四日市市は環境政策に関し、p. 15 にあるように「四日市市環境基本条例」の第3条にその基本理念を掲げ、「環境先進都市」宣言も行っている。</p> <p>今回の環境計画中間見直しにおいて大切なことは、この基本理念の実現に向けた取組みの中間到達点と今後の課題を確認することであるが、その点で全体的に曖昧な記述が多い。</p> <p>特に、公害から学んだ予防原則の取組みに関して、P. 31 の「過去の深刻な『四日市公害』のイメージを完全に払拭できていません。」の項目、及びp. 33 のコラムには言及がない。</p> <p>市の環境政策において予防原則に基づいた施策が軽んじられている点は非常に問題である。</p>	<p>本市は、過去の四日市公害から得た教訓を踏まえ、良好な環境の保全と創造を目指して「四日市市環境基本条例」を制定しました。</p> <p>本冊子 p. 26 では、中間見直しにおいて各環境目標の数値状況や施策の実施状況について、現状値と目標値ならびにその達成度を掲載しています。</p> <p>その中でも進捗状況を定量化しづらい印象やイメージといった項目については市民アンケートで継続的に確認することとしています。</p> <p>今後とも、大気汚染や水質汚濁といった公害を防止するだけでなく、市民の安全・安心で快適な暮らしを実現するための施策を推進していきます。</p>
2	第3,5章	3-1 第4期環境計画の策定にあたって 5-2 気候変動の予測される影響と適応策	35, 118	<p>「第3章 第4期環境計画について」の p. 35 に「近年は気候変動の影響が顕著になっており、『適応』を進めなければ更なる被害の発生が懸念されます。また、『適応』は地域の状況に即して行わなければ効果的なものとはならないため、今から備えを進めておく必要があります。」とある。第5章で分野別に説明があるが、環境計画の中間見直しとして、これまでの市の取組みの結果を検証した上で、今後の課題を述べるべきである。</p> <p>気候変動への「適応」の一つに治水対策がある。これについては p. 118 に「周知啓発」や「治水安全度の向上」とある。昨年9月12日の集中豪雨により市内で大きな被害が出たが、この</p>	<p>環境計画における市の取組については、取り組み状況の進捗を確認するため、毎年度発行の「四日市市環境計画年次報告書」において、各環境目標の現状値・目標値および達成度、ならびに施策の実施状況を公表しています。</p> <p>本計画における気候変動への適応という観点においては、「既に確認されている影響」及び「将来考えられる影響」に対して、市が講ずるべき適応策を示すものであり、治水対策の検証及び評価は別の行政計画で行うこととしています。</p> <p>過去の災害から学ぶという上で1974年7月25日の「49水害」は、本市の防災・減</p>

			<p>ような事態はある意味で予想されていた。四日市市は 1974 年 7 月 25 日に集中豪雨による大水害 (49 水害) を経験した。市危機管理担当部局は、このような豪雨は 50 年に 1 度の確率で発生すると私共住民に説明してきた。しかも、地球温暖化によって風水害のリスクは以前より高くなっている。そのため、49 水害から 50 年目の節目の日である 2024 年 7 月 25 日の頃に、過去の大水害の検証と教訓を確認し、それを市民と行政が共有する機会を設けるべきであった。</p> <p>私は、2023 年の防災関係の会議において市危機管理担当部局に対してその取組みを提案した。しかし、市担当部局は全く反応せず、50 年目の節目に 49 水害の苦い経験を踏まえた大水害への備えについて、市は地域住民に向けた情報発信をしなかった。そして、昨年 9 月 12 日に水害が起きた。市は危機感に欠け、怠慢ではないか。「楠の木パーキング」だけが問題ではない。適応策の実行性が問われている。</p>	<p>災施策における重要な教訓です。</p> <p>しかしながら、この 50 年目という節目においては、ご指摘のとおり、市民の皆様への具体的な共有機会や啓発イベントを実施できていなかった点は、今後の大きな課題であると認識しています。</p> <p>今後は、よりわかりやすい情報発信や周知啓発といったソフト面の対策など、これらの教訓を防災対策にしっかりと反映させることが重要であると考え、市民の皆様と共に防災意識の向上を図り、安全・安心なまちづくりを推進していきます。</p>	
3	第 1, 2, 3 章	<p>1-4 計画の対象</p> <p>2-3 環境に関する現状と市民意識</p> <p>3-3 環境目標</p>	<p>16, 30, 38, 56</p> <p>水環境保全の課題の位置付けが弱い。p. 16 「(2) 対象とする環境の範囲」の中で、自然環境の項目に「水環境の保全」が書かれていない。P. 38 の「環境目標Ⅲ 自然との共生、生物多様性の保全」の項目、及び p. 56 「環境目標Ⅲ 自然との共生、生物多様性の保全」の中でも、豊かな自然環境の保全・活用の点で水環境保全の位置付けが非常に弱い。</p> <p>p. 30 「2-3 環境に関する現状と市民意識 (4) 自然環境について」の中でも、水環境は「智積養水」に触れるだけになっている。また、「市域西部には豊かで魅力的な自然環境がある。」とあるが、地下水の水位状況や PFAS 汚染の危うい状況には言及がない。</p> <p>四日市市の水道水の約 6 割を占める地下水について水量及び水質の経年変化と現状に触れるべきである。現行の四日市市水道水源保護条例は、もっぱら水量の確保が主題で水質の保全を重視していないことも大きな問題である。</p>	<p>本計画の「対象とする環境の範囲」(本冊子 p. 16) において、地下水を含む「水環境の保全」は、「自然環境」及び「生活環境」の区分に含めております。</p> <p>水環境の保全のために、今後も環境法令に基づく特定施設等を有する工場・事業場に対して環境法令の遵守状況等を確認し公害発生の防止に努めていきます。</p> <p>また、水道水の水質については、水道法の水質基準等に適合していることを確認しています。なお、四日市市水道水源保護条例は、主たる水道水源である地下水の水量を安定的に確保することを目的としています。</p>	
4	第 3 章	3-3 環境目標	38, 63	<p>「第 3 章 第 4 期環境計画について」の「3-3 環境目標」の項目、p. 38 「環境目標Ⅳ 安全で快適な生活環境の確保」に「汚染物質や水</p>	<p>本市では、公害発生の防止として、大気、水質等の環境基準達成状況について本冊子 p. 26 に現状値と目標値を掲げています。</p>

		3-5 具体的な 施策		<p>質汚濁といった公害を防止し、また、有害化学物質による環境汚染を防止することにより市民の健康と生活環境を守るための施策は、環境行政の出発点であり、今後も揺るぎなく、着実に推進していくことが重要です。」とある。</p> <p>また、p. 63 には、「環境法令に基づく特定施設等を設置する工場・事業所に対して、計画的に立入調査を実施し、規制基準の遵守状況等確認するとともに、有害化学物質による環境汚染を防止するため、必要に応じて大気汚染防止対策、水質汚濁防止対策等について指導する。」とある。</p> <p>この方針に異論はない。環境計画の中間見直しとして、これが適切に実行されてきたかの具体的な検証が欠けている。検証を踏まえた環境目標であるべきである。</p>	<p>目標達成に向けて、発生源対策として、水質汚濁防止法、大気汚染防止法等の各種関係法令や公害防止協定に基づき、計画的に市内の工場等に立入調査を実施するなど監視を行っており、こちらの実績については別途毎年度発行の「四日市市環境計画年次報告書」及び「四日市市の環境保全」において公表しています。</p>
5	第 3 章	3-5 具体的な 施策	42	<p>p. 10、p. 42 に「デコ活」についての記述がある。この「デコ活」を国民運動として進めるためには市民参加が不可欠である。ところが、カーボンニュートラル (CN) 化推進委員会の構成はコンビナート企業に限られている。この委員会を市民参加型のものとするべきであり、「デコ活」の広報・宣伝も全く足りない。</p> <p>実際、p. 28 でも「デコ活への参加」について市民の関心が低いとのアンケート結果が出ている。国民運動にするに相応しい方針を打ち出すべきである。</p>	<p>本市は、脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動「デコ活」に賛同し、この運動を推進するため、官民連携協議会に参画しています。また、本市の目指す脱炭素社会の実現に向けて、更なる取組を推進していくため、2023 (R5) 年 8 月 29 日に「デコ活宣言」を行いました。</p> <p>ご意見にあった会議体は、カーボンニュートラルが世界の潮流となる中、コンビナートの持続発展を目指すものとして企業・行政・関係機関で立ち上げた経緯があります。</p> <p>一方で脱炭素社会の実現のためには国民・企業・行政がそれぞれ一体となってデコ活に取り組んでいく必要があります。</p> <p>本市では、日常の取組や省エネ家電等への買い替えを促す「こどもよっかいち CO₂ ダイエット作戦」や、ゴーヤやアサガオ等のつる性植物で窓・壁を覆い、夏の日差しを和らげる省エネ手法を学ぶ「グリーンカーテン講座」等の施策を通じて、「デコ活」の普及・啓発に取り組んでいます。</p> <p>これまでも啓発用グッズの作成・配布、脱炭素に特化した市の公式ポータルサイトを作成・運営するなどして、情報の発信に取り組んできましたが、まだまだ十分に社</p>

					<p>会に浸透しているとはいえないことから、市民が環境問題を自分ごととして捉えて行動する機運を醸成するため、引き続き「デコ活」の普及・啓発に努めていきます。</p>
6	—	—	全般	<p>脱炭素化を促進するために、p. 9 ～ p. 11 で水素やアンモニアの利活用を強調し、水素ステーションの設置、水素・アンモニア等の輸入・貯蔵等の受入環境の整備等の推進は掲げている。また、「水素の地産地消」も掲げている。</p> <p>しかし、水素・アンモニアの製造に大量の化石燃料を使っている現状は、脱炭素にならないどころか、熱効率が悪いために余分に化石燃料を消費し余分にCO₂を排出している。水素・アンモニアの製造を海外で行い、それを市内で使用すれば市内のCO₂の排出量は確かに削減できるが、地球全体では全く脱炭素にならない。本当に脱炭素化を実現するにはグリーン水素を製造する必要がある。</p> <p>ところが、グリーン水素の「地産」の推進計画は具体的ではなく片手落ちである。「省エネルギーを進めつつ、太陽光発電設備の導入」とあるが、2030年の目標との整合性が不明である。</p>	<p>国では水素・アンモニアの製造過程においてCO₂を発生させない製造やCO₂の回収・有効利用・貯留による製造などを見据えた取り組みを進めています。</p> <p>一方、水素ステーションなどは、まずは水素を広く社会に実装させる意味もあるものと考えており、これに加えて事業活動で発生してくる副生水素を活用することで水素の「地産地消」を進めようとするものです。</p> <p>本市は、2050年までにカーボンニュートラルの実現を目指し、国内外の技術動向なども注視し、引き続き産学官連携で取組を推進していきます。</p>
7	第4章	4-4 四日市市スマートシティ構想	101	<p>間近に迫っているとされる南海トラフ地震への備えは必須である。p. 101「4-4 四日市市スマートシティ構想」には「レジリエンスの向上」とあるものの、南海トラフ地震の発生を前提にした事前復興計画についての言及が欠けている。</p> <p>国土交通省は、2018年7月に「復興まちづくりのための事前準備ガイドライン」を発表し、各市町村に対し事前復興準備に取り組むことを要請している。地域を災害前の元の姿に戻すという原形復旧ではなく、気候変動対策と防災・減災対策を含めた防災を構造化したまちづくりが必要であるとしている。被災後に速やかに対応できるよう、災害発生前から未来を見据え、復興後の防災力の高いまちの姿を考えた事前復興の取り組みが求められている。</p> <p>一方、四日市市地域防災計画に「復興計画の策定」という項目はあるものの、事前復興準備については触れておらず、市は事前復興の取り</p>	<p>本市では、「四日市市地域防災計画」に被災後の復興計画の策定を位置けるとともに、将来的には、事前復興計画を立案し、減災の視点でまちづくりを進めていくことが重要であるとしています。</p> <p>このようなことから、これらの計画について、改めて「四日市市環境計画」へ位置付ける予定はありません。</p>

				<p>組み状況を明らかにしていない。レジリエンスの高いまちづくりの基本として事前復興の取り組みは重要な課題であり、市民と共同して復興計画を策定する取り組みを環境計画の中で掲げるべきである。先送りしている余裕はない筈である。</p>	
8	第4章	4-1 地球温暖化対策実行計画	74, 79	<p>p. 79 にある削減目標の表で、現状趨勢ケース排出量の数値（2019年のデータと思われる）が p. 74 にある数値と一致していない。家庭部門、運輸部門、廃棄物部門、その他の温室効果ガス、計の各項目の数値は僅かではあるが違っている。</p>	<p>本冊子 p. 74 の表は、2030年の現状趨勢ケース排出量を示しているため、本冊子 p. 79 の2019年の排出量実績値とは異なります。</p>
9	第4章	4-2 四日市市域施策編	80	<p>◆ 温室効果ガス削減目標 市域における温室効果ガス削減目標値 47% (2013年度比) というが――</p> <p>四日市市の温室効果ガス削減は、産業部門のとりわけ製造業(特にコンビナート企業)のCO2 耐出量をどのように削減するかにかかっているだろう。環境政策課のデータを参考にするなら、2013年～21年度の市域のCO2 排出量の77～78%をコンビナート企業が排出しているが、削減努力が数字で公開されず見えてこない。</p> <p>また、コンビナート企業からの排出量は、市域製造業の約99.97%で100%といえる状態である。そこでこのコンビナート企業からのCO2 排出量だが、市は各企業別の温室効果ガス総量を把握しているのだろうか。各企業の自主性任せになっているのではないか。仮に企業の自主申告任せで第4期温室効果ガス排出量データを市が制作していればそれは重大なことだ。製造業の2021年度CO2 排出量が5,486千tになる科学的説明がないのはどうしてか?</p> <p>このことは、市が提起した温室効果ガス排出量すべてに言える事でもある。数字の科学的根拠をまず示して頂きたい。四日市市は、自主目標を達成した経験がない自治体と言われ続けられないためにも、特にコンビナート企業へは温室効果ガス排出量へのきびしい監視が必要である。</p> <p>▼削減目標の修正 2030年度までに55～60%の削減</p>	<p>コンビナート企業を含めた一定規模以上のエネルギーを使用する事業所からの温室効果ガス排出量については、本計画とは別に県条例に基づき三重県に削減計画及び報告書の提出が義務付けられており、排出量実績については三重県のホームページで公開されています。</p> <p>本市においても市内の工場等から排出される公表データを把握するとともに、様々な企業と協働した地球温暖化対策の取り組みを進めています。</p> <p>四日市市域施策編における製造業の温室効果ガス排出量については、「製造業炭素排出量(三重県)×製造品出荷額の比(四日市市/三重県)×44÷12」という算定方法を用いています(資料編 p. 105 参照)。</p> <p>削減目標については、現状を踏まえ令和5年7月改定時の目標値を維持することとし、地球温暖化に関する施策・取組をさらに推進していきます。</p> <p>なお、2030年度以降の目標については本計画の期間外となることから第5期環境計画の策定に際し、新たな目標値の設定を検討します。</p>

				<p>2035 年度までに 75～ 80%の削減(それぞれ 2013 年度比)</p> <p>*2019 年度比ならば 71～ 77%削減</p>	
10	—	—	全般	<p>◆ 脱化石燃料からの脱却を明確に——</p> <p>本来ならば、2030 年までに石炭火力は段階的に廃上、特に先進国は 30 年度までに全廃する。途上国も 40 年度までには全廃するのが国連の決議であり世界の流れでもある。本来であれば、先進国の大部分は 30 年度までの炭素を表明しているの、論点にもならないはずである。</p> <p>では、なぜ日本はいまだに削減目標うんぬんと言いつを繰り返すのか。「ゼロカーボン宣言」と対面を整えるだけで、真の狙いは、化石燃料を手放したくない。企業にとって『大きく儲かる資源』のまへには、気候変動などは二の次なのかもしれない。</p> <p>その証拠として、四日市コンビナート先進化委員会等が四日市市では立ち上がっており、気候変動や地球温暖化対策の議論をしているように見えるが、各参加企業からの具体的 GHG 排出量や明快な削減目標の数字が公表されず、市民へはとどいていない。非公開で行われるこの会議には、三重県・四日市市・中央省庁なども参加している。</p> <p>今回の手直し(案)には、いつもそうだが「化石燃料からの脱去」の文字がない。世界から遅れている日本の環境政策を、四日市は模倣している、写し込んでいるだけなのか。四日市公害から何を市は学んでいるのか、学ぼうとしているのかわからない。</p>	<p>本市は、2050 年までに二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出量を実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ」を宣言しており、我が国が目指す 2050 年脱炭素社会の実現に向け、市民や事業者と一体となって様々な施策を取り組んでいます。</p> <p>カーボンニュートラル社会の実現に向けては、化石燃料からの脱却が重要である一方、エネルギーの安定供給や地域の産業構造など多面的な要素を考慮する必要があります。大きな変革を成功させるために、多様な主体と連携した着実な温暖化対策が求められています。</p> <p>四日市コンビナート先進化検討会等は、個々の参加企業の GHG 排出量や削減目標を定めることが目的の場ではなく、企業における各種課題に対して、企業間連携も含めた取組創出の場となっています。</p> <p>また、会議の非公開の判断については、会議内容に企業の機密な技術情報や検討段階の情報なども含まれ、公開することで生産的な議論にならないことを避けるためであり、ご理解賜りますようお願い申し上げます。なお、非公開部分も含め公開可能な情報や議事概要については適宜 HP などでの公表に努めていきます。</p> <p>四日市公害の教訓を踏まえ、市民の安全で快適な生活環境の確保を考慮しながら、省エネルギー化及び再生可能エネルギーの導入も同時に推進することで、地球温暖化対策を進めていきます。</p>
11	第 4 章	—	全般	<p>◆ 「手直し(案)」に見る水素・アンモニア対応でいいのか——</p> <p>地球温暖化対策の具体化を議論するとき、化石燃料中心の現況をどう変革するのかが当然テーブルにあがる。今回の「見直し(案)」では、「温室効果ガス排出量削減に向けた取組」として、①四日市コンビナートにおいて 2050 年カーボンニュートラルを目指すため、水素・アン</p>	<p>新しいエネルギーとしての水素等については、化石燃料を使い、製造、輸送していないものを前提に検討することが不可欠であると認識しています。</p> <p>しかし、現状としては、国内での需要・供給の体制が過渡期であることから、海外にエネルギー源を頼ることになってしまう面も認識しているところですので、引き続</p>

			<p>モニアの利活用の取り組みを官民一体で進める。②新たな研究施設・設備の増設などを行う事業者へ奨励金を交付する。③ 水素等の新原料・新燃料の転換・次世代電池・半導体などの研究開発事業へ奨励金を交付する。</p> <p>など経済産業省が立ち上げたGXの社会を目指す取り組みに対して、手厚い公金で援助する制度を大きく紹介し、GXで温室効果ガスが削減できるかのようなアピールをしているが、経済産業省の政策そのままを写しただけで市民の理解は得られないだろう。</p> <p>環境政策課は、GX(グリーントランスフォーメーション)や環境議論で良く紹介されている「グリーンウォッシュ」などの用語を、第4期手直し(案)の巻末でも紹介していないが、「水素・アンモニアの実用化」を議論するとき重要な視点であり、政府のGXを丸呑みし市の政策を構成するのは、大きな誤りである。</p> <p>「第4期手直し(案)」の上記の議論に入る前に、GXやグリーンウォッシュとは何か、念のため認識しておく必要があるだろう。</p> <p>▼ GXとは——GXの真の狙いは何か——</p> <p>→ 経済産業省が提唱した言葉、Green Transformation(グリーン・トランスフォーメーション)の略語。</p> <p>→ 化石燃料中心の産業・経済。社会構造を、クリーンエネルギー中心に構造展開し、脱炭素社会を目指すこと。</p> <p>*日本政府は、2022年7月にGX実行会議を立ち上げ、2023年2月「GX実現に向けた基本方針」を閣議決定。23年5月「GX推進法」「GX脱炭素電源報」を成立させ、同7月「GX推進戦略」を策定した。</p> <p>*今後10年間で、官民合わせて150兆円の投資が予定され、GX経済移行債にて国が、20兆円の先行投資をする。</p> <p>*GXの政策の柱は、①原発の再稼働や次世代核新炉の開発②水素・アンモニアの生産支援③アンモニア混焼やCCSの実用化による石炭火力発電の延命などにある。</p> <p>日本政府が掲げるGXは、気候変動対策よりも化石燃料や原発を利用した既存の産業構造</p>	<p>き脱炭素社会の実現性を高めるため、新しい技術などの導入について産学官連携で検討していきます。</p> <p>GX(グリーントランスフォーメーション)につきましては、本冊子 p.4 で紹介しておりますが、より市民・事業者の皆さまにより分かりやすくご理解いただけるよう、用語解説(本冊子 p.144)に記載を追加することとします。</p>
--	--	--	--	--

			<p>を維持し優先させる内容であり、グリーンに名を借りた「グリーンウォッシュ」である。</p> <p>▼グリーンウォッシュとは――</p> <p>→ 気候変動対策でよく使われ、ウソや曖昧で根拠のない方法や対策で、経済科学性に虚偽が見られる用語。</p> <p>▼ 水素・アンモニアの利用は正しい選択とは言えない。</p> <p>四日市コンビナート CN 化推進委員会が 23 年に設立され水素利用・アンモニア混焼などを GHG 削減対策として論議されているようだが、青写真は非公開部分もあり市民の理解も及んでいない。まず、温暖化が地球の気候危機であるとの共通の認識は、企業だけのテーブルで見えてはこない。広く市民と情報などを共有しながら、四日市市が気候変動とどう向き合えばいいのか。道筋がはっきりみえてくるのではないか。「規制より緩和」と言い切った市長の下では、大企業などの利益集団擁護の温暖化対策になっていく心配が付きまとう。</p> <p>P85 には、水素・アンモニア活用の優位性が強調されている。前述したが、まさしくグリーンウォッシュな記述が目につく。政府は、前述したこの GX のなかで水素・アンモニアの大規模利用や CCS などの導入を柱に位置付けている。しかし水素・アンモニアの製造に大量の化石燃料を使っている現状では、脱炭素にならないだけでなく、熱効率も悪く余分に化石燃料を消費しかねない。また、余分な CO2 を排出するだけである。</p> <p>水素・アンモニアの製造を海外に頼り、それを国内で使用することになれば国内の CO2 削減は出来ても地球全体では脱炭素対策にはならない。真に脱炭素化するには、再生可能エネルギーによる「クリーン水素」を製造する必要があるが、いまだ実用化にはほど遠く実用化の段階ではない。政府は、水素・アンモニアの混焼などで石炭火力の延命を図り、経団連などの意向にも沿う対策を推し進めようとしている。こんな対策を四日市第 4 期手直し(案)へ明記することは市民への不条理のそしりをまぬがれません。全面的な政策転換を要求する。</p>	
--	--	--	--	--

12	第 4 章	4-2 四日市市 域施策編	81	<p>■ 再生可能エネルギーの導入——</p> <p>日本政府の「第7次エネルギー基本計画」では、再生可能エネルギーを2040年度までに電源構成比の40～50%としたが、これは第6次エネルギー基本計画の目標の36～38%と大きくは変わっていない。</p> <p>日本は、先進国の中でも大きく立ち遅れているのです。気候変動対策の切り札として、再生可能エネルギー100%の早期達成に向けて、2030年度、40年度の再エネ目標値を94万kwからもっと高みへ上げるべきです。</p>	<p>現状、再生可能エネルギー導入目標（94万kw）は未達であることから、今回の見直しにおいて2030年度数値目標の引き上げは難しい状況です。目標達成に向け、引き続き、再生可能エネルギー導入の推進に係る施策を着実に進めていきます。</p>
13	—	—	全般	<p>■ その他——第4期手直し(案)へ追加が必要と思われるもの</p> <p>① FCV(用語解説覧) FCVとBEV(バッテリー式電気自動車)をまとめて「ゼロミッション車」と呼ぶこともあるが、FCVは燃料となる水素の製造方法に危険や注意が必要で、非効率・高コストにより、市場人気がなく消えつつある商品。などの実情の追加解説必要だろう。</p> <p>② 「水素」「アンモニア」「炭素税」などの大事な事項が、用語解説覧に紹介されていない、なぜか。</p> <p>③ 再生可能エネルギーは、CO2などの排出量削減目標を達成するのに最も重要なカテゴリーになるが、市域の総発電供給量と電力総使用量で、余剰電力量の平均はどのくらいの量なのか。</p> <p>「2030年度の再生可能エネルギーは、電力消費量の42.6%と推定される」と明記しているが、はっきりしない表記である。電源構成の全体と部分の関係を、現在の構図・2030年の構図・2040年の構図・2050年の構図など詳しく数字で表記する必要があるだろう。</p>	<p>①ご提案の追加解説につきましては、用語解説の目的(中立的かつ簡潔な定義の提供)から逸脱するため、追加の記載は見送ります。</p> <p>②「水素」「アンモニア」につきましては、p.85のコラム「水素・アンモニアの利用」に詳細な記載があることから、用語解説欄の趣旨(本文の理解に直結する用語の簡潔な補足)に照らし、記載対象としていません。</p> <p>また、本文で扱っていない用語を網羅的に解説することは用語解説欄の範囲を超えるため、「炭素税」については掲載していません。</p> <p>③本計画における再生可能エネルギー導入目標については、環境省が公表するREPOS(再生可能エネルギー情報提供システム)を用いて算出しており、2030年度目標については2050年に市全域のポテンシャルを活用したケースからバックキャスト法により設定しています。</p> <p>同時点のエネルギー需要量の推計については、2021年国立環境研究所の報告に基づき算定を行っておりますが、計画への掲載については、2040年や2050年の中長期的な目標設定と併せて次期四日市市環境計画への掲載を検討することとします。</p>

14	第3章	3-5 具体的な 施策	<p>(森林環境譲与税の活用と里山の生物多様性について)</p> <p>四日市市における環境施策の推進に日頃より尽力されていることに、長年自然観察活動に携わってきた一市民として敬意を表します。</p> <p>私は約40年にわたり、市内の里山を中心に自然観察を継続してきました。その中で、里山の面積および生物多様性が、長期的かつ構造的に減少していることを強く実感しています。1990年代までに丘陵地のアカマツ林がほぼ消失し、2000年代以降はナラ枯れによりコナラ林が減少しました。さらに、メガソーラー設置等による里山面積の縮小や、竹林の拡大、耕作放棄地の増加により、生物多様性の低下が進行しています。</p> <p>現在、私は団体を立ち上げ、明るい里山の再生や、竹林資源の活用による放棄竹林の拡大抑制に取り組んでいますが、里山所有者の不明や境界確定の困難さ、活動担い手の高齢化などにより、個別の努力だけでは限界があることを痛感しています。</p> <p>こうした状況を踏まえると、里山の生物多様性維持には、単なる保全の呼びかけではなく、人の関与によって維持される里山を、持続的に利用・管理していく仕組みを社会的・経済的に成立させることが不可欠です。その際、重要な役割を果たし得るのが森林環境譲与税であると考えます。</p> <p>しかし、今回の環境計画中間見直し(案)全体を拝見すると、森林環境譲与税についての記載はあるものの、里山の生物多様性保全という観点から、所有者不明森林や境界未確定地への対応、担い手育成、市民・団体との協働といった課題と有機的に結びつけて整理されているとは言い難い印象を受けました。</p> <p>今後、森林環境譲与税を、単年度的・個別事業的に使うのではなく、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・里山の境界確定や所有者探索 ・里山管理・活用を担う人材(市職員を含む)の育成 ・市民団体や事業者との協働体制づくり 	<p>ご意見のとおり、竹林の拡大や放棄竹林の増加等に伴う生物多様性の低下は、複合的・長期的な課題であると認識しています。加えて、所有者不明森林や境界未確定地への対応、活動担い手の高齢化など、保全・管理を進める上での課題についても、現場の実情として受け止めています。</p> <p>森林環境譲与税の活用につきましては、法令上、森林整備およびその促進に関する費用(間伐等の保全、担い手の育成・確保、木材利用の促進、普及啓発など)に充当することが定められています。</p> <p>このような税制度の趣旨を踏まえつつ、森林環境譲与税を活用した里山整備に係る基盤的課題の解決や、生物多様性の保全・向上につながる取組について関係部局と連携し、検討を進めていきます。</p>
----	-----	-------------------	---	--

			<p>といった基盤的課題に戦略的に活用していくことが、里山の生物多様性維持につながると考えます。</p> <p>そのため、本計画において、森林環境譲与税の活用を軸に、里山の保全・管理・活用を横断的に検討する場（協議・検討体制）を設ける方向性を明記していただきたいと考えます。本計画期間中に結論を出すことが難しい場合であっても、検討の枠組みを位置づけることで、将来の施策形成に確実ににつながると考えます。</p> <p>以上の観点から、森林環境譲与税を活用した里山の生物多様性維持に向けた横断的な取組について、環境計画の中で方向性を示していただくことを要望します。</p>	
--	--	--	---	--